

《永平寺町小中学校 iPad の貸与および運用のガイドライン》

永平寺町教育委員会 令和 3 年 10 月 1 日 制定

児童生徒及び保護者は以下をご理解いただき、GIGA スクールにご協力ください。
永平寺町内小中学校在籍の児童生徒は、以下の事項を行わないようにします。保護者は、以下の事項をお子さんが行わないように注意をお願いします。

- (1) 学校での学習及び家庭学習の目的以外の利用
- (2) 他者への転貸、売却又は譲渡
- (3) 使用に必要な ID 及びパスワードの第三者への漏洩、及び第三者の ID 及びパスワードの利用
- (4) 第三者のファイル、システムファイルなど利用が許可されていない資源へのアクセス
- (5) 不当なハードウェア、ソフトウェアの設定変更
- (6) 個人的なメールアドレス、クラウド用アカウント等の使用
- (7) 個人の住所や電話番号等、個人情報の入力
- (8) ソフトウェアのインストール又はアンインストール
- (9) 学習上必要のないサイトの閲覧
- (10) アプリ内課金及びインターネット上での決済
- (11) 他人の気持ちを害するような書き込みや表現
- (12) SIM カードの抜去
- (13) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成 11 年法律第 128 号)、著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)その他の関係法令に抵触するような行為
- (14) 学校の指示に従わない運用
- (15) このほか、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断される事項

紛失、故障、盗難等の連絡について

次にあげる場合には直ちに学校に報告すること。

- (1) 貸与された物品が紛失、破損したとき、又は盗難の被害にあったとき。
- (2) パスワードが第三者に漏れた可能性があるとき。
- (3) iPad が正常に作動しなくなったとき。
- (4) データの改ざん、抹消、不正使用、無権限者のアクセス、ウィルスの侵入等、又はそれらのおそれのある事実を発見したとき。

紛失、故障した場合の弁償について

事情を確認して、弁償・修理費用をご負担いただく場合もございますので、くれぐれも取り扱いにはご注意ください。通常利用での破損や故障は弁償の対象外ですのでご安心ください。